

規制影響分析書要旨

規制の名称	1,2-ジクロロプロパンに係る労働者の健康障害防止のための規制強化	
主管部局・課室	労働基準局安全衛生部 労働衛生課 化学物質対策課	
関係部局・課室	—	
評価実施時期	平成25年6月	
規制の新設・改廃の内容・目的	<p>労働者の1,2-ジクロロプロパンによるばく露防止等の健康障害防止対策を充実するため、1,2-ジクロロプロパンを労働安全衛生法施行令(昭和47年政令第318号。以下「令」という。)別表第3第2号に掲げる特定化学物質(第2類物質)に指定する等の改正を行う。これにより、事業者新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施を義務付ける。</p> <p>また、1,2-ジクロロプロパンを譲渡し、又は提供する者に対して、容器、包装等への名称等の表示を義務付ける。(以下これらの規制を合わせて「本規制」という。)</p>	
	(根拠条文)	労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第14条、第31条の2、第57条第1項、第65条第1項、第66条第2項及び第113条
想定される代替案	国の“通達”による作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施等の措置の指導	
想定される費用	新設・改廃する規制案	代替案
(遵守費用)	健康障害防止措置の義務付けにより、事業主に設備投資等の費用負担の増加が生じると考えられる。	健康障害防止措置に取り組む場合には、事業主に設備投資等の費用負担の増加が生じると考えられる。
(行政費用)	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。	国において、本規制の新設に伴う費用、人員等の増減はない。
(その他の社会的費用)	特になし。	特になし。
想定される便益	新設・改廃する規制案	代替案
(労働者への便益)	1,2-ジクロロプロパンのばく露の防止等により、労働者の職業がん等の発症による健康障害を防止することができる。	企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労働者の職業がん等の発症による健康障害の防止に対する効果は限定される。
(事業者への便益)	健康障害防止措置を実施することにより、労災の補償リスクを低減することができる。また、労災補償保険法による保険給付の総量が抑えられることにより、事業者全体にとって、保険料負担の軽減につながるものである。	企業によっては、必要な対策が十分に実施されない可能性があり、労災の補償リスクを低減する効果は限定される。また、事業者全体にとって、保険料負担を軽減する効果は限定される。

(国民全体への便益)	労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる。	労働者の健康確保と事業者の経営の安定化が図られる効果は限定される。
分析結果	<p>本規制は、労働者の職業がん等の健康障害の防止に資するものである。</p> <p>本規制により事業者の遵守費用は増加するものの、ベンゼン等他の有害物に対しても既に労働者の健康障害防止を図っており、今回の規制も同様の枠組みのものであることから、行政の費用が増加することはなく、事業者の費用負担の増を考慮しても、ばく露防止対策等の義務付けは適当と判断する。</p> <p>一方、代替案(国の通達による行政指導)では、事業者に法的な義務を伴わないことから、企業で必要な対策が十分に実施されず、そのため、労働者の職業がん等の発症防止等について効果が限定される。</p> <p>したがって、全ての事業場において1,2-ジクロロプロパンによる労働者の健康障害防止措置を履行させるため、通達による指導(代替案)でなく、法的拘束力を持つ本規制案を採用すべきである。</p>	
有識者の見解その他関連事項	「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」(座長:菅野誠一郎(独)労働安全衛生総合研究所環境計測管理研究グループ部長)報告書において、1,2-ジクロロプロパンの規制の方向について、本規制と同様の規制が必要との結果が取りまとめられている。	
一定期間経過後の見直し(レビュー)を行う時期又は条件	国際機関等における発がん性等の評価の見直し、1,2-ジクロロプロパンによる労働災害の多発等の場合に見直しを行う。	
備考	—	